

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：平泉町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和47年8月23日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	平泉町	職員数 (H22. 4. 1現在)	2人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	212 (平成21年度)	財政力指数	0.31 (平成21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(平成21年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	0.29 (平成21年度)
経常収支比率 (%)	94.3 (平成21年度)	実質公債費比率 (%)	21.2 (平成22年度)
		将来負担比率 (%)	102.0 (平成21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	平泉町簡易水道事業経営健全化計画（繰上償還用）
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	平泉町長 菅原 正義
既存計画との関係	平泉町集中改革プラン（H18～H22）、公営企業経営健全化計画（H18～H27）
公表の方法等	ホームページに掲載、議会へ説明（H22年12月定例会議）
基本方針	現在、施設整備の財源として借り入れた起債の元利償還が多額で、料金収入だけで簡易水道事業会計を運営することが困難であるため、一般会計から繰入を行い経営している。 今後、経営の安全化・健全化の観点から、経費削減等で経営を工夫し、基準範囲内での繰入で健全経営を努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	18,617	17,936	14,607	51,160
	補償金免除額	1,962	2,338	2,400	6,650
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	長島簡易水道拡張事業			14,607	14,607
	長島簡易水道拡張事業		17,936		17,936
	長島簡易水道拡張事業	18,617			18,617
	合 計 (A)	18,617	17,936	14,607	51,160
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	18,617	17,936	14,607	51,160

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>当町の簡易水道事業は、昭和42年度に供用開始の【長島簡易水道】と昭和53年度に供用開始の【戸河内簡易水道】の2箇所事業経営を行い、拡張事業は終了している。現在の給水人口普及率は、【長島簡易水道】が85.20%、【戸河内簡易水道】が92.41%であり、今後は施設等の老朽化対策を計画的に実施していく予定である。</p> <p>現在、料金回収と経費削減を日々精力的に取り組んでいるが、過去の整備に係る元利償還金について年々増加している。料金回収について、過去3年の供給単価は、H19:237.06円、H20:240.06円、H21:239.52円で、給水原価は、H19:362.25円、H20:366.68円、H21:345.36円となっていることから、料金回収率は、H19:65.44%、H20:65.47%、H21:69.35%と低推移なことから、一般会計から繰入をし、経営を行っている。</p>																		
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>有収率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老朽施設の計画的な更新、漏水防止対策事業を継続し、無駄な漏水等を防ぐことが課題となっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>増収対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設整備の財源として借り入れた起債の元利償還が多額で、料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することが困難であるため、一般会計から繰入を行い経営している。なお、H19～H21の現年使用料徴収率は、平均99.6%と良好であるが、今後も引き続き滞納整理や大口使用者等の誘致など増収対策が課題となる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>経費削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">過去の整備に係る元利償還金が多額のため、一般会計繰入金は、H21で24百万円となっている。この繰入額を出来る限り軽減するため、今後も更に維持管理費等の節減が課題となる。また、人員も現状と同様の最低限である2人体制とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することは困難であるため、今後、適正な個人負担額とコストに見合った料金水準、上水道事業との料金統一性など勘案し、料金体系の適正化が課題となっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	有収率の向上	老朽施設の計画的な更新、漏水防止対策事業を継続し、無駄な漏水等を防ぐことが課題となっている。		課 題 ②	増収対策	施設整備の財源として借り入れた起債の元利償還が多額で、料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することが困難であるため、一般会計から繰入を行い経営している。なお、H19～H21の現年使用料徴収率は、平均99.6%と良好であるが、今後も引き続き滞納整理や大口使用者等の誘致など増収対策が課題となる。		課 題 ③	経費削減	過去の整備に係る元利償還金が多額のため、一般会計繰入金は、H21で24百万円となっている。この繰入額を出来る限り軽減するため、今後も更に維持管理費等の節減が課題となる。また、人員も現状と同様の最低限である2人体制とする。		課 題 ④	料金水準の適正化	料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することは困難であるため、今後、適正な個人負担額とコストに見合った料金水準、上水道事業との料金統一性など勘案し、料金体系の適正化が課題となっている。		課 題 ⑤	
課 題 ①	有収率の向上																		
老朽施設の計画的な更新、漏水防止対策事業を継続し、無駄な漏水等を防ぐことが課題となっている。																			
課 題 ②	増収対策																		
施設整備の財源として借り入れた起債の元利償還が多額で、料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することが困難であるため、一般会計から繰入を行い経営している。なお、H19～H21の現年使用料徴収率は、平均99.6%と良好であるが、今後も引き続き滞納整理や大口使用者等の誘致など増収対策が課題となる。																			
課 題 ③	経費削減																		
過去の整備に係る元利償還金が多額のため、一般会計繰入金は、H21で24百万円となっている。この繰入額を出来る限り軽減するため、今後も更に維持管理費等の節減が課題となる。また、人員も現状と同様の最低限である2人体制とする。																			
課 題 ④	料金水準の適正化																		
料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することは困難であるため、今後、適正な個人負担額とコストに見合った料金水準、上水道事業との料金統一性など勘案し、料金体系の適正化が課題となっている。																			
課 題 ⑤																			
留 意 事 項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	77	80	79	80	79	79	78	81	80	81
	(1) 営 業 収 益 (B)	54	54	56	55	54	56	55	58	57	58
	ア 料 金 収 入	53	53	55	55	55	55	55	57	57	57
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1
	(2) 営 業 外 収 益	23	26	23	25	24	23	23	23	23	23
	ア 他 会 計 繰 入 金	8	11	8	8	9	8	8	8	8	8
	イ そ の 他	15	15	15	17	15	15	15	15	15	15
	2 総 費 用 (D)	54	56	52	56	48	48	46	45	44	43
	(1) 営 業 費 用	33	36	32	37	30	30	30	30	30	30
	ア 職 員 給 与 費	8	10	10	15	8	8	8	8	8	8
	うち 退 職 手 当	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	25	26	22	22	22	22	22	22	22	22
	(2) 営 業 外 費 用	21	21	20	18	18	18	16	15	14	13
	ア 支 払 利 息	21	21	20	18	18	18	16	15	14	13
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23	24	27	24	31	31	32	36	36	38	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	60	29	30	56	47	32	26	26	26	26
	(1) 地 方 債	35	10	12	20	13	15	9	9	9	9
	資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	18	15	16	14	15	15	15	15	15	15
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	2	2	1	11	7	1	1	1	1	1
	(7) そ の 他	5	1	1	11	12	1	1	1	1	1
	2 資 本 的 支 出 (G)	81	53	56	79	73	59	57	60	60	62
	(1) 建 設 改 良 費	53	22	24	52	43	26	23	25	23	23
	うち 職 員 給 与 費	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27	30	32	28	30	33	34	35	37	39
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-21	-24	-26	-23	-26	-27	-31	-34	-34	-36	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度										
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	0	1	1	5	4	1	2	2	2	
積 立 金 (K)	3	0	0	0	4	2	1	1	2	1	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	4	3	2	3	4	3	3	3	3	3	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3	3	3	4	5	5	3	4	3	4	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	3	3	3	4	5	3	4	3	4	
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	95	93	94	95	101	98	98	101	99	99	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	54	54	56	55	54	56	55	58	57	58	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (X)	702	682	662	655	637	605	571	536	500	461	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 支 分	8	11	8	8	9	8	8	8	9	9	
うち基準内繰入金	8	11	8	8	9	8	8	8	9	9	
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支 分	18	15	16	13	15	15	16	16	16	16	
うち基準内繰入金	18	15	16	13	15	15	16	16	16	16	
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	26	26	24	21	24	23	24	24	25	25	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 (%)	65	61	65	65	69	67	67	68	67	67
資本費 (円又は%)	212	221	221	203	212	212	209	211	211	210
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	95	93	94	95	101	98	98	101	99	99
繰入金比率	収益的収入分 (%)	31	42	33	38	35	33	33	36	36
	うち基準内繰入金 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	69	58	67	62	62	65	67	67	64
	うち基準内繰入金 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は、「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保する。」を原則として、現在の経営状況を勘案しながら算定する。今後は、更新事業が主となるので、改定率の基礎データとなる。また、水道料金設定については、上水道と同額としており、今後定期的な(概ね5年)料金の見直しをして、安定した経営を図る。なお、平成24年度に料金改定をする予定である。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金は、一般会計繰入金及び農業集落排水繰入金が見込まれる。一般会計繰入金は、繰入基準に基づき計上し、農業集落排水繰入金は、水道料金システムや徴収業務等の委託分を按分し計上している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	-
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	既往債の繰上償還と借換債により、償還金の軽減を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成17年度において、平泉町行政機構等整備計画により課の統合があり、兼務業務の形態で業務をしているため、現状維持の2人体制とする。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		基本的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与構造の見直しを実施している。地域手当は、支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成22年度中に取り組み方針の策定を行い、公表できるようにする。簡易水道事業には、該当職種の職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		定年退職に伴う予定昇級及び退職時特昇は廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		県内の市町村職員を会員とする岩手県市町村職員互助会に加入し、当町職員互助会で保険授業など各種福利厚生事業を行っているが、必要性、妥当性、効果等の観点から再度精査を行い、福利厚生事業のあり方について検討する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		維持管理費は、必要最小限に縮減している。料金徴収業務は、給水している人達への公平性等から特に力を入れていることにより、H19～H21の現年使用料徴収率は、平均99.6%と良好である。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現在、簡易水道事業で予定はないが、上水道事業の動向を見ながら今後検討する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		簡易水道事業と上水道事業の地域差をなくすため料金の統一を図っているが、施設整備の財源として借り入れた起債の元利償還が多額で、料金収入だけで簡易水道事業会計を経営することは困難である。今後、経営の健全化という観点から、コスト等に見合った料金の適正な料金水準について検討していく。なお、平成24年度に3%程度の料金改定をする予定である。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		町のホームページや広報誌により情報を公表しているが、今後は決算統計をもとに作成された市町村財政比較分析表なども活用して公表内容をより一層充実し、引き続き徹底した情報を提供出来るように努める。
○ 行政評価の導入		事務事業評価については、予算編成時において事業の継続、廃止等を検討しているが、管理サイクルによる事務事業評価制度を定着させ、予算編成時に反映させるよう検討する。
4 その他		地方債の抑制及び地方債残高の減少を図る。 有収率を向上するため、早期修繕、漏水調査等を実施し、無駄な漏水を防ぐ。 増収対策として、滞納マニュアル(H21策定)による料金徴収をし、滞納整理をする。また、大口使用者等の新規誘致などについては、他課及び一関市(一部一関市舞川地区に供給しているため)との今後の課題事項となる。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	厳しい経営状況の中で、職員数は管理1名、事業1名の計2名で運営しているが、他部門との連携等により、経営の健全化の観点から、簡素で効率的な組織編成に努めていきたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平泉町地域水道ビジョン「平泉町水道事業基本計画」により、平成24年度の料金改定(3%程度)に向けて取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	—
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位: 百万円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率												
	企業債現在高												

【収入の確保】

	料金改定率			3%						3%			
	改善効果額 (料金の適正化)			2	2	2	6			2	2	2	6
	未収金の徴収対策												
	改善効果額						0						
	一般会計負担金の額												
	改善効果額 (負担金の確保等)						0						
	資産の有効活用												
	改善効果額 (収入増額)						0						
	その他 ()												
	改善効果額						0						

【経費の削減】

	職員給与費の適正化												
	職員給与費 (退職手当以外)	8	10	9	9	8		7	7	7	7	7	
	改善効果額		-2	1	0	1	0	1	1	1	1	1	5
	給与水準												
	改善効果額						0						
	その他 (人事異動等)												
	改善効果額						0	1	1	1	1	1	5
	維持管理費等												
	改善効果額 (適正化)						0						
	工事コスト												
	改善効果額 (縮減額)						0						
	その他 ()												
	改善効果額						0						

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

計画前5年間改善効果額 合計

改善効果額 合計 A

11

<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)

7

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	3.72	3.73	3.67	3.67	3.64	3.65	3.67	3.68	3.69	3.70
年間総有収水量 (千m ³)	23.14	23.14	23.28	22.75	22.71	23.03	23.05	23.07	23.09	23.11
公称施設能力 (m ³ /日)	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279
1日最大配水量 (m ³ /日)	1,448	1,342	1,201	977	1,281	1,307	1,282	1,282	1,282	1,282
最大稼働率 (%)	113	105	94	76	100	102	100	100	100	100
供給単価 (円/m ³)	228.03	230.01	237.06	240.06	239.52	238.88	239.49	239.30	239.22	239.33
給水原価 (円/m ³)	352.57	376.21	362.25	366.68	345.36	358.10	356.71	353.39	356.07	355.39

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

当町の【長島簡易水道】と【戸河内簡易水道】の2箇所すべてを統合し、平成28年度に上水事業と一本化する計画をしている。よって、平成22年度に簡易水道施設や施設の状況調査を行い、平成29年3月を目途に認可変更を行う予定である。